

何から取り組まなければならない？

「働き方改革関連法案」の重要ポイントと 中小企業に求められる実務対応

- ☑ 「働き方改革」といっても何をしたらいいのかわからない
- ☑ 中小企業が対象になるのは先のこと、まだ大丈夫では？
- ☑ 正社員と非正規社員の待遇差？ 考えたことがない…

こんな企業様に
おすすめ！！

さる4月6日に国会へ提出された「働き方改革関連法案」。
内容は多岐にわたりますが、大きなテーマとなるのは「長時間労働の是正」と「同一労働同一賃金」です。施行までのスケジュールの見直しもあるものの事前の準備が必要なこのテーマ、当事務所で昨秋実施したセミナーでも特にご質問の多かった内容に絞って解説していきます。

主な内容

1. 時間外労働の上限設定と割増率の引き上げ
2. 年次有給休暇の取得義務化
3. 同一労働同一賃金への対応のために



【講師プロフィール】

清水 亜希子(しみず あきこ)
東京都生まれ。
証券会社、労働保険事務組合を経て、平成13年入所。
平成15年に社会保険労務士の資格を取得。理路整然とした説明は、理解しやすいと好評。

日時

平成30年6月19日(火) 14:00~16:00 (13:40開場)

会場

社会保険労務士法人 飯田橋事務所 セミナールーム
(JR/地下鉄各線「飯田橋駅」徒歩6分)

定員

15名
(先着順締切)

参加費

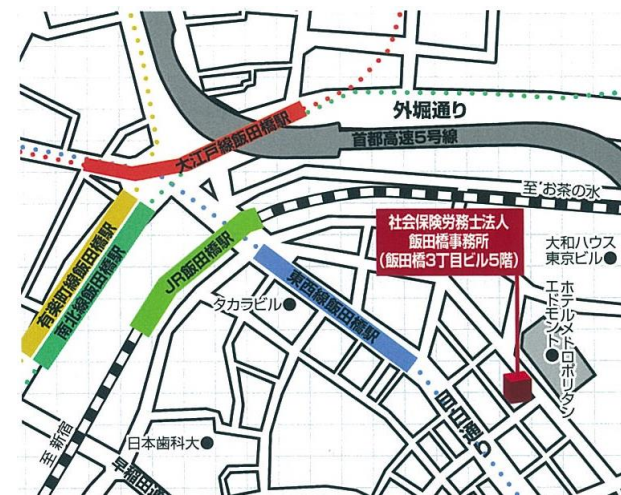
無料

※当日受付にてお名刺を頂戴いたします。

申込方法

下記のいずれかでお申込みいただけます。

- ① FAX 03-5213-9124
- ② メール seminar@sr-suzuki.jp
- ③ 電話 03-5213-9123(担当;土井、栖原、宮尾、横島)



申込書 FAX 03-5213-9124

フリガナ お名前		TEL	
貴社名		FAX	
ご住所	〒	E-mail	
業種		従業員数	

【お問い合わせ先】社会保険労務士法人 飯田橋事務所
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-2-2 飯田橋3丁目ビル5F
TEL 03-5213-9123 FAX 03-5213-9124 <http://www.sr-suzuki.jp/>

〔個人情報の取扱いについて〕個人情報保護管理者:小倉貴士

お申込みにかかる個人情報は、当事務所において厳重に管理し、原則として本お申込者の把握以外に使用・開示および提供することはありません。ただし、当事務所からのサービスのご案内に使用させていただくことがございます。個人情報についてのお問い合わせは上記までお願いいたします。ご登録のお客様が個人情報に関して、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加または削除、利用の停止、消去を要求される場合は、当社までご連絡下さい。